【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2022年6月29日

【会社名】株式会社JVCケンウッド【英訳名】JVCKENWOOD Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 最高経営責任者(CEO) 江口 祥一郎

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地

【電話番号】 045(444)5232

【事務連絡者氏名】 代表取締役 専務執行役員 最高財務責任者 (CFO) 宮本 昌俊

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地

【電話番号】 045(444)5232

【事務連絡者氏名】 代表取締役 専務執行役員 最高財務責任者 (CFO) 宮本 昌俊

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月24日開催の当社第14回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2022年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることにともない、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更する。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めることが義務付けられることから、変更案第15条第1項(電子提供措置等)の規定を新設する。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条第2項(電子提供措置等)の規定を新設する。
- (3) 株主総会資料の電子提供措置が導入されると、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除する。
- (4) 上記(1) から(3) までの規定の新設及び削除にともない、効力発生日等に関する附則を設ける。なお、本附則は期日経過後に削除する。

今後の当社の継続的な事業の発展と業績の向上に向けて、多様性を含むコーポレート・ガバナンス体制の強化のための独立社外取締役の増員等を可能とするため、現行定款第18条が規定する取締役の員数9名以内を12名以内に変更する。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、岩田眞二郎、江口祥一郎、野村昌雄、宮本昌俊、鈴木昭、栗原直一、園田剛男、浜崎 祐司及び鬼塚ひろみの9氏を選任する。 (3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 決議の結果及び賛成割合(%) | |
|-------|-----|-----------|--------|-------|----------------|-------|
| 第1号議案 | | 1,050,201 | 4,372 | 279 | 可決 | 99.56 |
| 第2号議案 | | | | | | |
| 岩田 | 真二郎 | 1,045,410 | 12,547 | 376 | 可決 | 99.10 |
| 江口 | 祥一郎 | 1,018,706 | 39,251 | 376 | 可決 | 96.57 |
| 野村 | 昌雄 | 1,024,373 | 33,584 | 376 | 可決 | 97.11 |
| 宮本 | 昌俊 | 1,023,412 | 34,545 | 376 | 可決 | 97.02 |
| 鈴木 | 昭 | 1,023,383 | 34,574 | 376 | 可決 | 97.02 |
| 栗原 | 直一 | 1,023,012 | 34,945 | 376 | 可決 | 96.98 |
| 園田 | 剛男 | 1,024,101 | 33,856 | 376 | 可決 | 97.08 |
| 浜崎 | 祐司 | 1,046,772 | 11,185 | 376 | 可決 | 99.23 |
| 鬼塚 | ひろみ | 1,046,452 | 11,505 | 376 | 可決 | 98.88 |

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権(1,636,681個)の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権(1,636,681個)の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

- 2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりです。
 - 本株主総会に出席した株主の議決権の数1,054,852個(第1号議案)、1,058,333個(第2号議案)(本総会前日までの事前行使及び当日出席のすべての株主分)に対する事前行使分及び当日出席株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。
- 3.株主総会に出席した株主の賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数は、閉会後における当該株主からの議決権行使結果確認用紙の提出による確認に基づくものであり、必ずしも正確な数値とは限りません。
- (4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由 該当事項はありません。

以 上